



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 25 日 (月曜日) 第 249 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○民有林の保安林の指定 (4 件) …………… (自然環境課) 1		○都市計画の変更の案に関する公聴会の開催について (6 件) …………… (都市計画課) 4	
○保安林の指定予定の通知 (2 件) …………… (“) 2		○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (農村整備課) 7	
○行政手続法に基づく聴聞の実施…………… (漁業管理課) 2		○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 7	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 2		○都市計画の変更の案の縦覧…………… (都市計画課) 8	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 3		○入札公告…………… 8	
		○落札者等の公告 (3 件) …………… 9	

告 示

宮崎県告示第 827号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字椎ノ木谷3622-6、3622-7、3623-1、3640-56
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 828号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字太田原3676-5、字榎ノ元3707-1、3708-7、字下ノ原3759-28
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 829号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字東ノ内3782-17、3782-30、3782-31
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 830号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字梅ノ木

元3574-3、3576-1、字井3694-16

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 831号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町東麓字出口1426-1、1426-10、字飛矢1586-1、1586-4、1586-29から1586-31まで、1586-49、1586-54、字丸岡1621-1、1621-14から1621-16まで、1621-24、1621-27、1655-8、1655-12、字寺原4766-1、4766-20、4818-1、字境別府4840-1、4843-2、4843-3、4843-8、4846-1、4846-5、4846-15、4846-26、4846-33、4846-35、字三反5109-1、5131-1、5133、5134-1、5135-7、5135-20、5135-22、5146-2、5157-6、5165-2、5165-3、5165-9、5165-11、5173-1、5173-34、字高松5306-1、5306-3、5306-9、5306-11、5310-6、5310-7、5310-40、5322-1、5322-2、5322-5、5335、5340-1、5341-1、5342から5346まで、5347-2、5348-3から5348-5まで、5349-1、5350、5352-1、5352-2、5353-1、字伊佐原5355-27、5355-69、5355-70

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 832号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字後川内字荒川内2464-1、2464-8、2466-2から2466-4まで、2466-6から2466-8まで、2466-20、2466-22、2466-26、2466-27、字川路山2530-4、2530-10、2530-13、字西田5186-1、5228-2、5228-3、5271-6、5271-7、字上ノ原5291、5292-1から5292-3まで、5292-6、5293-1、5293-2、5302-1、5302-2、5303-1、5303-2、5305-1、5305-5、5305-10、5308-1、5311-1、5312-1、5312-4、5312-6、5312-10、5313-1、5313-6、5316-1、5316-3、5316-4、5317-1、5317-4、5320-1、5322

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 833号

漁船法（昭和25年法律第 178号。以下「法」という。）第19条第2号の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定により、聴聞を実施する。

なお、法第19条において準用する法第7条第2項の規定により、聴聞の期日における審理は公開とし、次のとおり行う。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 聴聞の日時

(1) 県北地区

令和3年11月9日（火曜日）午前10時30分から正午まで

(2) 県南地区

令和3年11月9日（火曜日）午後1時30分から午後3時まで

2 聴聞の場所

(1) 県北地区

延岡市愛宕町2丁目15番地 延岡総合庁舎2階 201会議室

(2) 県南地区

日南市戸高1丁目12番1号 日南総合庁舎1階第5会議室

3 予定される不利益処分の内容

法第19条第2号の規定による漁船の登録の取消し

4 聴聞に関する事務を担当する部局等

(1) 県北地区

宮崎県東臼杵農林振興局 農政水産企画課
電話番号0982 (32) 6135

(2) 県南地区

宮崎県南那珂農林振興局 農政水産企画課
電話番号0987 (23) 4312

宮崎県告示第 834号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
337	県道	城ヶ崎 清武線	宮崎市大字 郡司分字五 反田丙9869 番1地先か ら同市同大 字同字丙98 69番1地先 まで	旧	11.5～ 20.9	39.9
				新	11.5～ 11.9	39.9

宮崎県告示第 835号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
356	県道	法ヶ岳 本庄線	東諸県郡国 富町大字深 年字永田63 15番地先か ら同郡同町 同大字字常 徳寺 507番 1地先まで	旧	8.0～ 16.1	518.9
				新	11.5～ 26.8	518.9

宮崎県告示第 836号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町飯田4丁	旧	8.3～ 31.1	254.2

			目10番1地 先から同市 同町飯田4 丁目6番1 地先まで	新	12.0～ 25.8	254.2
--	--	--	---	---	---------------	-------

宮崎県告示第 837号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
356	県道	法ヶ岳 本庄線	東諸県郡国 富町大字深 年字永田63 15番地先か ら同郡同町 同大字字常 徳寺 507番 1地先まで	令和3年10月25日

宮崎県告示第 838号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町飯田4丁 目10番1地 先から同市 同町飯田4 丁目6番1 地先まで	令和3年10月25日

宮崎県告示第 839号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月25日から同年11月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字下川原44 18番1地先 から同郡同 町同大字字 八反ヶ丸 6 36番1地先 まで	令和3年10月25日

宮崎県告示第 840号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 3 年 11 月 12 日（金曜日）午前 10 時から

(2) 場所

日南総合庁舎 3 階第 1 会議室 日南市戸高 1 丁目 12 番地 1

2 都市計画の変更の案の概要

南那珂圏域（日南都市計画区域、南郷都市計画区域及び串間都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

(1) 都市計画の目標

- ア 観光リゾート地として日南海岸などの地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ウ 日南海岸等の自然・歴史・田園環境の保全と、地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による、海・山・里一体の広域交流圏の形成

(2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 3 年 10 月 25 日から令和 3 年 11 月 8 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 3 年 11 月 8 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課

（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

(1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日南土木事務所及び宮崎県串間土木事務所並びに日南市総合戦略課及び串間市都市建設課

(2) 縦覧期間

令和 3 年 10 月 25 日から令和 3 年 11 月 8 日まで

(3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 841号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和 3 年 10 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 3 年 11 月 12 日（金曜日）午後 2 時 30 分から

(2) 場所

宮崎県庁 4 号館 6 階宮崎県宮崎土木事務所 B 会議室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

2 都市計画の変更の案の概要

中部圏域（宮崎広域都市計画区域、田野都市計画区域及び綾都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

(1) 都市計画の目標

- ア 県全体の連携・交流の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県央の広域都市圏の形成
- イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
- ウ 多様な自然、歴史、田園環境の保全と活用

(2) 区域区分の決定の有無

宮崎広域都市計画区域においては区域区分を定め、田野都市計画区域及び綾都市計画区域においてはこれを定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和 3 年 10 月 25 日から令和 3 年 11 月 8 日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和 3 年 11 月 8 日までに、宮崎県県土整備部都市計画課

(宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501) に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、国富町都市建設課及び綾町建設課

- (2) 縦覧期間

令和3年10月25日から令和3年11月8日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 842号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定により、日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和3年11月15日(月曜日)午前10時から

- (2) 場所

延岡総合庁舎2階203会議室 延岡市愛宕町2丁目15番地

2 都市計画の変更の案の概要

東臼杵・西臼杵圏域(日向延岡新産業都市計画区域及び高千穂都市計画区域)に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 東九州の連携の要になるとともに、圏域内の各都市が連携する県北の広域都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 自然・歴史・文化・地域産業などの地域資源を生かした、広域連携の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

日向延岡新産業都市計画区域においては区域区分を定め、高千穂都市計画区域においてはこれを定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和3年10月25日から令和3年11月8日までに公述の申出を宮崎県知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和3年11月8日までに、宮崎県県土整備部都市計画課

(宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501) に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、宮崎県延岡土木事務所及び宮崎県西臼杵支庁並びに延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課及び高千穂町建設課

- (2) 縦覧期間

令和3年10月25日から令和3年11月8日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 843号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び都市計画法施行細則(昭和45年宮崎県規則第63号)第3条第1項の規定により、西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時

令和3年11月15日(月曜日)午後2時30分から

- (2) 場所

高鍋総合庁舎2階中会議室 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中須ノ三3870番地1

2 都市計画の変更の案の概要

児湯圏域(西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域)に係る都市計画法第6条の2第1項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標

ア 日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

ウ 地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏域の形成

- (2) 区域区分の決定の有無

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

- (3) 主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和3年10月25日から令和3年11月8日までに公述の申出を宮崎県

知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和3年11月8日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県西都土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所並びに西都市建設課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課及び都農町建設課
- (2) 縦覧期間
令和3年10月25日から令和3年11月8日まで
- (3) 公聴会の開催の中止
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 844号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、都城広域都市計画及び高崎都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年11月16日（火曜日）午前10時から
- (2) 場所
都城総合庁舎 1 階第 5 会議室 都城市北原町24街区21号

2 都市計画の変更の案の概要

北諸県圏域（都城広域都市計画区域及び高崎都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標
- ア 南九州の要所になるとともに、圏域内の各都市が連携する県南の広域都市圏の形成
 - イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
 - ウ 自然・田園環境の保全と一体となった水環境の保全及び地域資源を生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成
- (2) 区域区分の決定の有無
本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。
- (3) 主要な都市計画の決定の方針
土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和3年10月25日から令和3年11月8日までに公述の申出を宮崎県

知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和3年11月8日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市土木部都市計画課及び三股町都市整備課
- (2) 縦覧期間
令和3年10月25日から令和3年11月8日まで
- (3) 公聴会の開催の中止
意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

宮崎県告示第 845号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第16条第 1 項及び都市計画法施行細則（昭和45年宮崎県規則第63号）第 3 条第 1 項の規定により、小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年11月16日（火曜日）午後2時30分から
- (2) 場所
小林総合庁舎 1 階 1 A 会議室 小林市細野字瀬戸ノ口 367番地の 2

2 都市計画の変更の案の概要

西諸県圏域（小林都市計画区域、えびの都市計画区域及び高原都市計画区域）に係る都市計画法第 6 条の 2 第 1 項に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

- (1) 都市計画の目標
- ア 県西の交通の要衝としての立地特性と地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成
 - イ 自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成
 - ウ 高原性の自然・温泉・歴史・農林業などの地域資源の保全と、これらを生かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成
- (2) 区域区分の決定の有無
本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。
- (3) 主要な都市計画の決定の方針
土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針並びに自然環境の整備又は保全、防災都市づくり及び都市計画の推進に関する方針を定める。

3 意見公述の申出

- (1) 変更しようとする都市計画の案の都市計画区域に係る市町村の住民及び当該区域内にある土地若しくはその土地に定着する物件の所有者その他当該土地に関して利害を有する者は、令和3年10月25日から令和3年11月8日までに公述の申出を宮崎県

知事に対して行うことができる。

- (2) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会公述申出書を令和3年11月8日までに、宮崎県県土整備部都市計画課（宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501）に提出すること。

なお、公聴会公述申出書の様式は、宮崎県県土整備部都市計画課のホームページから取得することができる。

- (3) 宮崎県知事は、公聴会公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定し、その旨を通知する。

4 その他

- (1) 都市計画の変更の案の縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設部建設課、えびの市建設課及び高原町建設水道課

- (2) 縦覧期間

令和3年10月25日から令和3年11月8日まで

- (3) 公聴会の開催の中止

意見公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	坂元正美	小林市細野3851番地1

（任期：令和4年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	横山和博	小林市細野3847番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、押方土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理事	奈須祐雄	西臼杵郡高千穂町大字押方1071番地
理事	興梶和義	西臼杵郡高千穂町大字押方 895番地

理事	奈須信人	西臼杵郡高千穂町大字押方1040番地
理事	甲斐久美夫	西臼杵郡高千穂町大字押方 407番地
理事	戸高章司	西臼杵郡高千穂町大字押方 535番地2
理事	押方祐二	西臼杵郡高千穂町大字押方1064番地
理事	後藤秀満	西臼杵郡高千穂町大字押方 769番地
監事	甲斐正利	西臼杵郡高千穂町大字押方 377番地
監事	甲斐英夫	西臼杵郡高千穂町大字押方 862番地1

（任期：令和6年9月30日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理事	奈須祐雄	西臼杵郡高千穂町大字押方1071番地
理事	興梶和義	西臼杵郡高千穂町大字押方 895番地
理事	戸高章司	西臼杵郡高千穂町大字押方 535番地2
理事	十時森彦	西臼杵郡高千穂町大字押方 686番地
理事	奈須信人	西臼杵郡高千穂町大字押方1040番地
理事	甲斐久美夫	西臼杵郡高千穂町大字押方 407番地
監事	甲斐正利	西臼杵郡高千穂町大字押方 377番地
監事	押方祐二	西臼杵郡高千穂町大字押方1064番地

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（道路管理）

2 作業地域

宮崎県の一部

3 作業期間

令和3年10月14日から令和4年2月28日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

都城広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・251号麓富吉線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

都城市山之口町大字山之口字麓及び字茶屋元の各一部

(2) 削除する部分

都城市山之口町大字山之口字麓及び字茶屋元の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市都市計画課

(2) 期間

令和3年10月25日から令和3年11月8日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の件名 宮崎県庁業務用ソフトウェアライセンス調達業務

(2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 この契約の締結の日から令和8年3月31日まで

(4) ライセンス有効期間 令和4年1月1日から令和8年3月31日まで

(5) 履行場所 宮崎県総合政策部情報政策課

(6) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、宮崎県庁業務用ソフトウェアライセンス調達業務に係る一切の費用を含むものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者であって、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 業種が物品に関する業種で、営業種目が文具・事務機類で、種目がOA機器の者

(イ) 業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務の者

イ この競争入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、上記(1)ウの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和3年11月8日午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アの資格を有しない者で、参加を希望するものは、次

により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局
物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 令和 3 年10月25日から令和 3 年11月 1
日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで
) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、こ
の場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは
、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 令和 3 年10月25日から令和 3 年12月 6 日まで (土曜日
、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和 3 年10月25日から令和 3 年12月 6 日 (土曜日
、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

この競争入札に関し、質問がある場合は、次により提出する
ものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
イ 提出期限 令和 3 年11月30日午後 5 時 (送付にあっては、
同日午後 5 時必着)

ウ 提出方法 入札質問書を、持参のほか、送付及び電子メー
ル (johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp) による提出とする
。なお、電話による質問は、認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。ただし、本県
の情報セキュリティ確保のため、質問又は回答の内容によっ
ては、この競争入札に参加する資格のある者にのみ回答する
ことがある。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウ
の提出方法以外による方法で提出された質問については、い
かなる理由があっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和 3 年12月 6 日午前 9 時 (送付にあっては、同
日午前 9 時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそ
れと同等の手段に限る。) によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館 3 階総合政策部会議室 宮崎市橋通東 2
丁目10番 1 号

(2) 日時 令和 3 年12月 6 日午前 9 時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則
第 2 号) 第 100 条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務
規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入
札を行ったものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、
直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の
入札を行う。ただし、入札については、2 回までとする。

(4) 最低制限価格は、設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づ
く政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情
検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場
合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of Services up for Bid: Business Sof-
tware License Procurement for Miyazaki Prefectural Gove-
rnment

(2) Bidding Deadline: 9:00 AM on 6 December, 2021

(3) Contact Point for Inquiries: Information Administration
Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefect-
ural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyaz-
aki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示す
る。

令和 3 年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型コンピュータ、ネットワークドライブ、A3カラーレ
ーザープリンタ、天吊型プロジェクト、電子黒板、インタラクテ
ィブ対応 A P、ヘッドセット、ネットワークカメラ、環境復元シ
ステム及びオーディオシステム等一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東
2 丁目10番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ヨシダヤ 宮崎市青葉町 119 番地 1

5 落札金額

33,330,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 8 月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示す
る。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型コンピュータ、ソフトウェア、ネットワークドライブ、A3カラーレーザープリンタ、天吊型プロジェクタ、教材提示装置、画像転送システム、授業支援システム及びオーディオシステム等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヨシダや 宮崎市青葉町 119番地1
- 5 落札金額
38,346,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
デスクトップ型コンピュータ、ソフトウェア、ネットワークドライブ、A3カラーレーザープリンタ、天吊型プロジェクタ、教材提示装置、画像転送システム、授業支援システム及びオーディオシステム等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
三保電機株式会社宮崎支店 宮崎市大塚町宮田2846番地2
- 5 落札金額
37,169,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月30日